社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１　貸付要領 「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をいう。

２　貸付事業 貸付要領第１条１から６までに掲げる事業をいう。

３　介護福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第１条１の事業をいう。

４　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 貸付要綱第１条の２の事業をいう。

５　介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 貸付要領第１条３の事業をいう。

６　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 貸付要領第１条４の事業をいう。

７　障害福祉分野就職支援金貸付事業 貸付要綱第１条の５の事業をいう。

８　社会福祉士修学資金貸付事業 貸付要領第１条６の事業をいう。

（介護福祉士修学資金貸付事業について）

第３条　介護福祉士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

１　貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の（１）及び（２）の要件を満たす者とすること。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金を借受けしている場合、栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）から貸付けを受けることはできない

（１）　次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア　栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は 全国の区域とする。）において貸付要領第１１条１（１）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ　栃木県内の介護福祉士養成施設(貸付要領第１条１に規定する介護福祉士養成施設をいう。)の学生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第１１条１(１)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ　介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に栃木県内において貸付要領１１条１（１）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

（２）　次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

ア　学業成績等が優秀と認められる者

イ　卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

２　貸付期間について

貸付要領第２条２の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の

修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと栃木県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。

３　貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第２条３に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

（介護福祉士修学資金貸付の申請）

第４条　介護福祉士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第２号）を添えて、会長に提出するものとする。

（１）　修学資金貸付申請書（別記様式第１号）

（２）　申請者の住民票（本要領第３条１（１）ア及びウに該当する者に限る）

（３）　申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの

（４）　連帯保証人の所得額を証明するもの

（５）　離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して２年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）

（介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第５条　介護福祉士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

１　生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

（１）　地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

（２）　地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

（３）　国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

（４）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

２　生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

（１）　介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該貸付対象者が本会に直接行うこと

（２）　第４条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア　福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書

イ　高校等の調査書若しくは内申書(介護福祉士養成施設への入学前に貸付けを申請する場合)

ウ　その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

３　生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を支給する。貸付け後の加齢や転居等により貸付要領別表１に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しはしない。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について）

第６条　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額については次のとおりとする。

１　貸付対象者の要件について

貸付対象者は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下、「福祉系修学資金貸付実施要綱という。）の第８に該当し、栃木県内において、貸付要領第１１条の２の（１）に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

２　貸付額について

福祉系修学資金貸付実施要綱の第２の３により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とする。

３　貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、貸付要領第１６条に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

なお、福祉系高校修学資金の貸付契約において、福祉系修学資金貸付実施要綱の第８に該当する場合は事業が移行する旨を契約内容に盛り込み、契約の際、貸し付け対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することとする。

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付の申請）

第７条　福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（１）　業務従事証明書（別記様式第１０号）

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について）

第８条　介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付対象者、貸付額及び他の制度との併用等については次のとおりとする。

１　貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の（１）及び（２）の要件を満たす者とすること。なお、他の都道府県で介護福祉士修学資金等を借受けしている場合、本会から貸付けを受けることはできない。

（１）　次のア、イのいずれかに該当する者

ア　栃木県内に住民登録をしている者であって、卒業後に栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において貸付要領第１１条３（１）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ　栃木県内の実務者研修施設（貸付要領第１条３に規定する実務者研修施設をいう。）の受講生であって、卒業後に栃木県内において貸付要領第１１条３（１）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

（２）　次の要件を満たす者

実務者研修施設を卒業する年度の末までに介護等業務に従事する期間が３年に達している者若しくは達する見込みの者

２　貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第４条３に

定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付の申請）

第９条　介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（１）　介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（別記様式第３号）
（２）　介護施設・事業所の長が発行した推薦書（別記様式第４号）
（３）　介護施設・事業所の長が発行した実務経験（見込）証明書（別記様式５号）
（４）　実務者研修の受講を証明するもの
（５）　申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
（６）　連帯保証人の所得額を証明するもの
（７）　申請者の住民票（本要領第８条１（１）アに該当する者に限る）

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について）

第１０条　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

１　貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、貸付要領第５条１に定める基準を満たす者とする。

また、本事業は介護事業所間の転職支援に係るものではない為、離職日から再就職日までの期間を３か月以上とする。

２　貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、貸付要領第５条１（１）に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当する。

（１）　子どもの預け先を探す際の活動費
（２）　介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
（３）　介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
（４）　敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
（５）　通勤用の自転車又はバイクの購入費
（６）　その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の申請）

第１１条　離職した介護人材の再就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（１）　離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書（別記様式第６号）
（２）　再就職準備金利用計画書（別記様式第７号）
（３）　業務従事期間証明書（別記様式第８号）
（４）　内定(決定)証明書（別記様式第９号）
（５）　業務従事証明書（別記様式第１０号）
（６）介護福祉士登録証の写し又は介護福祉士実務書研修修了証の写し若しくは介護職員

初任者研修修了証（介護職員基礎研修、１級課程、２級課程を修了証）の写し
（７）　申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
（８）　連帯保証人の所得額を証明するもの
（９）　申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

（障害福祉分野就職支援金貸付事業について）

第１２条　障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付対象者、貸付額については次のとおりとする。

１　貸付対象者について

貸付対象者は、栃木県に住民登録をしている者又は栃木県に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者であって、貸付要領第６条１に定める基準を満たす者とする。

なお、貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる。

また、貸付要領第５条の再就職準備金又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象とならない。

２　貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、貸付要領第６条１（２）に規定する障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、貸付要領第６条１（３）の就職支援金利用計画書により使途を確認した上で支給する。

また、本事業は、第６条１（１）に掲げる研修を修了した後、第６条１（２）に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることができる。なお、この場合、貸付要領第11条５（１）の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えることとする。

① 子どもの預け先を探す際の活動費
② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
⑥ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

（障害福祉分野就職支援金貸付事業の申請）

第１３条　障害福祉分野就職支援金の貸付けを申請する者は、次の書類を会長に提出するものとする。

（１）　就職支援金貸付申請書（別記様式第２３号）
（２）　就職支援金利用計画書（別記様式第２４号）
（３）　業務従事証明書（別記様式第１０号）
（４）　介護職員初任者研修以上の修了証の写し
（５）　申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
（６）　連帯保証人の所得額を証明するもの
（７）　申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

（社会福祉士修学資金貸付について）

第１４条　社会福祉士修学資金の貸付けについては本要領第３条、第４条及び第５条を準用する。

（法人の連帯保証について）

第１５条　貸付要領第９条３の法人は、次の（１）のいずれかの法人とし、（２）の書類を提出しなければならない。

（１）　対象とする法人

ア　貸付けを申請する者が在学する養成施設等を運営する法人

イ　返還免除対象業務を実施する法人

ウ　その他、会長が適当と認める法人

（２）　提出する書類

ア　定款

イ　履歴事項全部証明書

ウ　財務諸表（貸借対照表・収支計算書・事業活動計算書）

エ　連帯保証を同意する議事録の写

（貸付の決定・契約）

第１６条　会長は、貸付事業の申請があった場合、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

２　貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

３　申請者が本条１による貸付決定通知書の交付を受けたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第11号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第12号）及び申請者（未成年を除く）並びに連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする。

（貸付契約の解除）

第１７条　貸付要領第１０条１の「資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の（１）から（５）までのいずれかに該当する場合をいう。

（１）　退学したとき。

（２）　心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）　学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

（４）　死亡したとき。

（５）　その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第１８条　貸付要領第１２条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

１　介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業

（１）　貸付要領第１４条３の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が２年以下の者　６０か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間

（２）　（１）以外の者　６０か月

２　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業
（１）　貸付要領第１４条３の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が３年以下の者　３６か月から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間
（２）　（１）以外の者　３６か月
３　介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
（１）　貸付要領第１４条３の規定により返還債務の一部を免除された者
２４か月から業務に従事した期間を控除した期間
（２）　（１）以外の者　１２か月
４　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
（１）　貸付要領第１４条３の規定により返還債務の一部を免除された者
２４か月から業務に従事した期間を控除した期間
（２）　（１）以外の者　２４か月
５　障害福祉分野就職支援金貸付事業
（１）　貸付要領第１４条３の規定により返還債務の一部を免除された者
１２か月から業務に従事した期間を控除した期間
（２）　（１）以外の者　１２か月

（返還計画書等）

第１９条　借受者は、貸付要領第１２条の規定により貸付金の返還をするときは、返還計画書（別記様式第15号）を直ちに会長に提出しなければならない。
２　会長は、本条１の返還計画書を審査の上、借受者に修学資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
３　会長は、本条１の返還計画書が提出されないときは、第１６条３の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により修学資金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

（返還猶予の申請）

第２０条　借受者が、貸付要領第１３条各号の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書（別記様式第16号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
（１）　借受者が養成施設に在学している場合　在学証明
（２）　借受者が貸付要領第１１条１（１）に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に就業した場合又は継続して従事している場合　業務従事証明書（別記様式第10号）
（３）　卒業年次又は卒業年次の翌年の国家試験に合格できなかった場合において、借受者が翌年の国家試験を受験する意思を有する場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸し付けを受けた場合に限る）誓約書（別記様式第17号）
（４）　前各号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合　返還することが困難であることを証する書類
２　会長は、本条１の規定による申請があったときは、審査の上返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還の債務の免除の申請）

第２１条　借受者は、貸付要領第１１条及び第１４条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第19号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（１）　貸付要領第１１条１（１）、２（１）、３（１）、及び第１４条３に該当する者　業務従事証明書（別記様式第21号）

（２）　貸付要領第１１条１（２）、２（２）、３（２）及び第１４条１に該当する者　当該事由を証する書類

２　会長は、本条第１項の規定による申請があったときは、審査の上修学資金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還の債務の当然免除）

第２２条　貸付要領第１１条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行う。

２　貸付要領第１１条１（１）の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第２項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

３　社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が貸付要領第１１条１の「別添１の職種若しくは別添２の職種又は当該施設の長」（以下「別添１の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後若しくは卒業年度の国家試験合格後１年以内に別添１の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添１の職種等に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第１１条１（貸付要領第１１条６において準用する場合を含む。以下、４おいて同じ。）、第１１条３及び第１２条２の「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から１年以内」を、「卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から２年以内」と読み替える。

４　貸付要領第１１条１、第１２条及び第１３条１（２）の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設に限る。

５　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、貸付要領第１１条２、第１１条４において準用する第１１条１及び第１２条２に規定する「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。

６　貸付要領第１１条１に規定する返還免除対象期間、貸付要領第１１条２の「３年」、第１１条３、４及び５の「２年」の計算については、次のとおりとする。

（１）　５年　在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上

（２）　３年　在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

（３）　２年　在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

なお、ホームヘルパー等業務に従事した者に係る返還免除対象業務従事期間につい

ては、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に２以上の市町等において業務に従事した期間は１の期間として計算し、通算しないものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第２３条　貸付要領第１４条１及び２の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

２　貸付要領１４条３の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第１１条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

３　貸付要領第１４条３の返還の責務の免除の額は、栃木県内において、貸付要領第１１条に規定する返還免除対象業務に従事した期間（本要領２２条６と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（１年を180日として換算する。なお、この期間が２年に満たないときは360日とする。）の２分の５（中高年離職者等については２分の３）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害者福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が１を超えるときは、１とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（変更届等）

第２４条　借受者若しくは貸付要領第１３条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから２週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

（１）　休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合　休学・復学・退学等届（別記様式21号）

（２）　借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとする場合　辞退届（別記様式第13号）

（３）　借受者又は保証人の住所又は氏名及び返還免除対象業務、又は介護職員等の業務の従事先に変更があった場合　変更届（別記様式第20号）

（４）　返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しなくなった場合　離職届（別記様式第18号）

２　連帯保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第14号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

３　申請者又は借受者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第22号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

（関係機関の連携・協力）

第２５条　会長、介護福祉士等養成施設の長及び介護施設・事業所等関係機関の長は、連携を密にし、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着できるよう努めるものとする。

２　会長は、関係機関と連携し、次に掲げる取組の実施について継続的な支援に努めるものとする。

（１）　介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認

（２）　介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
（３）　福祉・介護関係の職場に就労後の就労継続にあたっての相談支援や定着支援
３　会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
（１）　申請者の推薦書の発行（貸付要領第１条１又は６の事業に限る。以下(2)において同じ）
（２）　申請者から修学資金貸付申請書受取・提出
（３）　借受者の在学、退学、留年（休学・停学)、復学の証明書の発行
（４）　借受者の在学中の修学状況に関する報告
（５）　借受者に対する福祉・介護関係等の就職支援
４　会長は、介護施設・事業所の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
（１）　申請者の推薦書の発行（貸付要領第１条３の事業に限る。）
（２）　借受者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告
５　会長は、福祉事務所長に対し、第５条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。
（１）　会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること
（２）　会長は福祉事務所長に対し貸付の可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること
（３）　世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

（その他）
第２６条　この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附　則
１　この要領は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度の事業から適用する。
２　この要領の施行日前に実施している事業の取扱いについては、なお従前の例による。
附　則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成３０年２月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成３１年３月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和２年６月１５日から施行する。
附　則
この要領は、令和３年９月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
附　則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和５年10月１日から施行する。